#### 【別紙3】

# 著作物の利用許諾について

### 1 利用の許諾

- (1) 講師は、岐阜県博物館(以下「県」という。)に対し、県(県が指定する者を含む。以下同じ。)が次に掲げる方法で講演を利用することを許諾します。
  - ア 講演中の講師及び講演会の様子を写真撮影すること
  - イ 講演の要旨を作成すること(英語に翻訳することを含む)
  - ウ 講演の要旨、要旨を英語に翻訳したもの及び講演会の様子を撮影した写真(講師を撮影した写真を 含む)を博物館報等に掲載のうえ複製し、博物館関係機関(行政施設・教育施設等)に対して配付 すること
  - エ 講演の要旨、要旨を英語に翻訳したもの及び講演会の様子を撮影した写真(講師を撮影した写真を含む)を岐阜県博物館ホームページ(http://www.gifu-kenpaku.jp/)に掲載し無料で配信すること
- (2) 講演で使用した講師の資料を県が利用する場合は、別途講師の許諾を得るものとします。

## 2 著作者人格権

- (1) 前項の掲載、配付、配信及び利用を行う場合には、県は合理的と認める方法により、講師の氏名又は変名(ペンネーム)を表示するものとします。
- (2) 県が講演の要旨を作成するとき、要旨を英語に翻訳するときには、あらかじめ講師に対して内容確認を行うものとします。

### 3 対価

講師及び県は、1の「利用の許諾」に対する対価については無償であることを確認します。

### 4 著作権の処理

- (1) 講師は講演を行うにあたって、講演に含まれる著作物等について、著作権者等の権利者の許諾が必要な場合には著作権者等の権利者の許諾を得ること、その他対価を支払うこと等の必要な権利処理をあらかじめ行うものとします。
- (2) 講師は、前項の権利処理を行っている場合には、著作者等の権利者の名称、その他必要な情報を県に 提供するものとします。
- (3) 県は、講演の利用にあたって、著作権者等の権利者の許諾が必要な場合には、著作権者等の権利者の許諾を得ること、及び対価を支払うこと等、必要な権利処理を行うものとします。
- 5 その他 本書に記載のない事項は、県及び講師が協議のうえ決めるものとします。

私は、上記「著作物の利用許諾について」に同意します。

 平成
 年
 月
 日

 氏名
 印